

福祉資金貸付

低所得世帯の臨時的な出費や収入欠如などで、生計を脅かされたり、またその恐れのある場合に、生活の安定と自立の助長を図るために福祉資金を貸し付けます。

- 1 対象世帯 川島町に居住する低所得世帯で、応急的に資金を必要とし、担当民生児童委員が貸し付けの対象とすることを適当と認めた世帯及び、償還が見込める世帯。
- 2 貸付金額 1世帯につき、5万円以内
- 3 償還期限 1年以内（据置期間を含む）
（返済期限） ※生活保護申請世帯は初回保護費支給日に一括償還。
（初回生活保護費から差し引きます。）
生活保護に認定されない場合は、1年以内に償還。
- 4 据置期間 2ヶ月以内
※生活保護申請世帯は初回保護費支給日に一括償還のため、据置期間は初回保護費支給日まで。
- 5 償還方法 一括または分割（繰り上げ返済可）
（返済方法） ※原則、毎月社協事務所へ現金で返済。
- 6 延滞利子 日歩3銭（1万円につき1日3円）
- 7 必要書類等 (1)福祉資金借入申込書
(2)運転免許証等の写し
（借入申込者の顔写真が添付された証明書）
(3)福祉資金借入申込調査意見書（担当民生児童委員作成）
(4)実印
(5)印鑑登録証明書
(6)福祉資金借用書（貸付が決定の場合）
- 8 貸し付けまでの流れ

